復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難指示の対象となつた区域に係る当該避難指示の全てが解除された日から五年」と、「もつて農地」とあるのは「もつて特例対象区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項に規定する特例対象区域をいう。）内に所在する農地」とする。

第四十条の三の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減）

第四十条の四　福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項の規定により指定された同項に規定する帰還環境整備推進法人で政令で定めるものが、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に、同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された次に掲げる事業の用に供するため同法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内の土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあっては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定又は移転の登記にあっては千分の五とする。

一　福島復興再生特別措置法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設を整備する事業として財務省令で定めるもの

二　適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための事業として財務省令で定めるもの

第四十一条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、「（昭和四十二年法律第三十五号）」を削る。

第四十五条第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項及び第二項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「三年を」を「六年を」に、「三年経過日」を「経過日」に改め、同項ただし書中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条第五項中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第三項又は前項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長（以下この項において「金融商品取引業者等の営業所の長」という。）が第三項に規定する特定口座を開設している者又は前項に規定する非課税口座を開設している者で第三項又は前項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）の告知をしていない者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融商品取引業者等の営業所の長に第三項又は前項の規定による個人番号の告知があったものとみなし、当該番号未告知者はこれらの規定による確認を受けたものとみなす。

第十一条中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削る。

第二十五条第二項中「三年を」を「六年を」に、「三年経過日」を「経過日」に改め、同項ただし書中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条第五項中「三年経過日」を「経過日」に改め、同条に次の一項を加える。

8　第二項に規定する金融機関の営業所等の長又は第五項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長（以下この項において「金融機関等の営業所等の長」という。）が第二項に規定する本人口座を開設し、若しくは設定している者又は第五項に規定する本人証券口座を開設している者で第二項又は第五項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）の告知をしていない者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融機関等の営業所等の長に第二項又は第五項の規定による個人番号の告知があったものとみなし、当該番号未告知者はこれらの規定による確認を受けたものとみなす。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び附則第八十三条の規定　平成三十一年五月一日

二　第十一条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定、同法第三十三条第一項第一号の改正規定、同法第六十二条の三第四項の改正規定及び同法第八十四条の二の三第二項の改正規定並びに附則第三十四条第一項及び第二項の規定　平成三十一年六月一日

三　次に掲げる規定　平成三十一年七月一日

イ　第一条中所得税法第百五十一条の六第一項の改正規定及び附則第八条の規定

ロ　第三条の規定（同条中相続税法第十九条の三第一項並びに第二十一条の九第一項及び第四項の改正規定並びに同法第二十三条の次に一条を加える改正規定を除く。）及び附則第二十三条第四項の規定

ハ　第四条の規定（同条中地価税法別表第一第二号ロの改正規定を除く。）

ニ　第六条中消費税法第八条の改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定並びに附則第二十四条の規定

ホ　第十一条中租税特別措置法第九条の七第一項の改正規定、同法第三十九条第一項の改正規定（「第四条」を「第四条第一項」に改める部分に限る。）、同法第七十条第一項の改正規定、同法第七十条の二の二第十一項の改正規定（「前項第一号又は第三号」を「前項各号（第四号を除く。）」に改める部分に限る。）、同条第十項第一号の改正規定及び同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に二号を加える改正規定

四　第十四条中電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条第一項ただし書及び第二項ただし書の改正規定並びに附則第八十六条の規定　平成三十一年九月三十日

五　次に掲げる規定　平成三十一年十月一日

イ　第六条中消費税法第三十条第九項の次に二項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）及び附則第二十五条第一項の規定

ロ　第十一条中租税特別措置法第八十七条の三第一項の改正規定及び同法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万二千円」を「一万二千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第八十条、第八十一条及び第百条（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第十九条の改正規定を除く。）の規定